

京都・当番弁護士を支える市民の会
20周年記念集会

参加費無料
申込み不要

2018年10月28日(日) 13:30~16:30(開場13:00)

場所: 京都弁護士会館地階大ホール

Lawyer → Neighbor

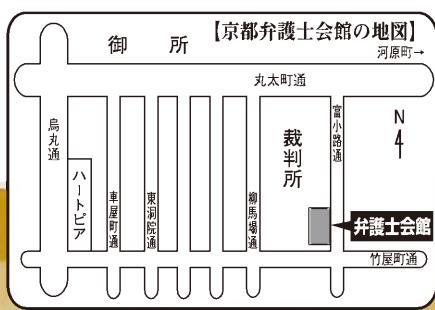
「当番弁護」は何を変えたか

お話

山田 悅子さん(甲山事件冤罪被害者)
徳田 靖之さん(弁護士・大分県弁護士会)
遠山 大輔さん(弁護士・京都弁護士会)

当番弁護士制度は、1990年9月に大分県弁護士会で名簿制としてスタートし、同年12月に福岡県弁護士会で待機制がスタートしました。その後、1992年10月には、全国のすべての弁護士会で実施されるようになりました。現在に至っています。他方、被疑者国選弁護制度は2006年から重大事件を対象に施行された後、対象事件を段階的に拡大して、本年6月からはすべての勾留事件に実施されるようになりました。逮捕・勾留された被疑者が弁護人の援助を受けることは、いまやごくあたり前の時代になりました。

このような状況を踏まえ、当番弁護士制度の成果と課題について考えたいと思います。当番弁護士制度は、一定の成果をあげているように思います。制度は定着し、被疑者国選弁護制度が実現しました。起訴前の弁護活動は充実し、自白の強要や不当な身体拘束は少なくなったように思えます。しかしながら、実務上まだ不十分な点や、取り残された課題などがあるようにも見えます。そこで、今回は、冤罪被害者である山田悦子さん、大分県弁護士会で当番弁護士制度導入にあたって尽力された徳田靖之さん、京都で当番弁護士制度の運営に関わっている遠山大輔さんを迎えて、それぞれの立場から話を聞いていただきます。当番弁護は何を成果としてもたらしたのか、他方まだ実現できていないことは何なのか、参加者とともに考えていきたいと思います。



主催: 京都弁護士会/京都・当番弁護士を支える市民の会

連絡先: 京都弁護士会 TEL.075-231-2378 〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

京都・当番弁護士を支える市民の会 TEL.075-221-1699 FAX.075-221-1799

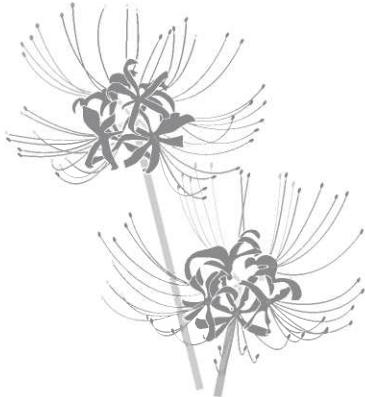
〒604-0982 京都市中京区御幸町通竹屋町下ル松本町583 関東屋ビル2階 中田政義法律事務所気付

★パネラーのプロフィール★

山田 悅子(やまだ えつこ)さん

1951年 富山県生まれ。1974年3月に兵庫県西宮市の知的障害児施設「甲山学園」で2園児が死亡する事件が起き、殺人容疑で逮捕される。いったんは不起訴処分となつたが、神戸検察審査会の不起訴不当の議決を受け神戸地検は再捜査を開始。4年後の1978年に再逮捕、起訴。以降、1999年9月に完全無罪判決の確定を得るまで、21年(事件からは25年)にわたる被告人生活を強いられた。現在、被告席に座らされ続けた経験に基づいて、様々な催しに発言者として要請を受け、日本の司法制度を問うべく問題提起を行つてゐる。

好きな女優はイギリスのヘレン・ミレン。

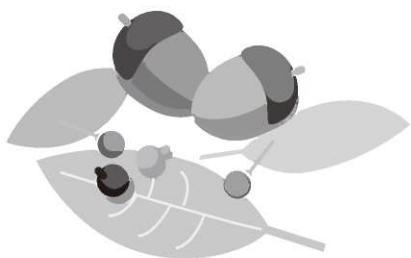


徳田 靖之(とくだ やすゆき)さん

1944年、大分県別府市生まれ。大学在学中に司法試験に合格。大分弁護士会所属。

東京で活動後、地元大分県に戻り、薬害エイズ訴訟、ハンセン病訴訟などの弁護団のリーダーとして活躍する。

「みどり荘事件」を契機として、全国で最初に大分で当番弁護士制度を立ち上げた。「弁護士は、こそ泥や覚せい剤事犯の最後の付添人であるべき」との信条を持っている。医療過誤事件などを通じ、「裁判は、原告が主人公でなければならない」ことを確信し、実践している。



遠山 大輔(とおやま だいすけ)さん

1993年4月 京都大学法学部入学、2002年10月 弁護士登録
(55期 京都弁護士会)、2017年2月 戸田・遠山法律事務所開設。

9歳の時、故郷にある熊本地裁八代支部で免田事件の再審無罪判決が出て、新聞の4コマ漫画の横で、「免田死刑囚」が翌日に「免田さん」となったのが不思議だった。刑事事件に初めて興味を持った瞬間である。その後も、父親の生き様との関係で、狹山事件の資料がたくさん家にあり、えん罪という言葉によく触れていた。

大学2年生の時、「季刊刑事弁護」が創刊され、創刊号をたまたま目に見て、「これだ」と思った記憶がある。なぜ刑事弁護が好きかと聞かれても、好きだから、としか答えられない。悪人を弁護するのはしんどくないかと聞かれても、なにがしんどいのか分からない。もちろん新米の頃はいろいろとあったのだが。

現在の関心事は、「一般市民と接触を持って常識的になったと思い込んでいる裁判官をどうするか」と「勾留質問の対審化」。

裁判員裁判は好きな制度で、毎日やりたいくらい。現在の目標は、法廷弁護活動で日本一になること。いつか、熊本地裁で裁判員裁判を担当し、熊本弁で弁論をして、実質的な陪審裁判を実現したい。



近畿の当番弁護士連絡先

- 京 都 075 (212) 0010
 - 滋 賀 077 (511) 2225
 - 大 阪 06 (6363) 0080
 - 奈 良 0742 (23) 9300
 - 神 戸 078 (341) 2940
 - 和歌山 073 (422) 4580
- (兵庫県弁護士会には他4ヶ所に当番の連絡先があります。)
- 全国の弁護士会が当番弁護士の派遣を行っています。